

biima Dance会員規約

第1条【定義】

本規約によって定める条項は、株式会社biimaが運営する「biima Dance」もしくは業務委託先が運営する「biima Dance」等の各種スクール(以下「スクール」という)に適用されるものとします。

第2条【会員資格】

1. 本スクールは会員制となっております。
2. 本スクールの入会を希望する方は、Sgrum及びジュニアスポーツライフネットワーク スポーツ補償への登録を行なっていただきます。
3. システムの登録と規定の料金をご入金いただくことにより、合意した期日から会員資格を取得するものとします。
4. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方のみ入会いただくことが可能となります。

第3条【入会金・月謝・更新費・手数料等】

1. 各校舎に応じて入会金、月謝、更新費、手数料は別途定めております。
2. 別に定めるお支払い期日までに、本スクールが指定する方法により、それぞれの諸費用お支払いいただきます。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本スクールが認める理由がある場合を除き、返金することができません。

第4条【スポーツ保険】

1. スポーツ保険につきましては原則加入していただきます。
2. ジュニアスポーツライフネットワーク スポーツ補償にご登録いただくことで保険が適用 となります。
3. 尚、登録作業は一律株式会社biimaで行います。
4. 諸事情により保険に加入されない場合のケガ等については、全て自己責任となりますので、ご了承ください。

第5条【レッスンの遅刻・欠席・振替】

1. やむを得ずレッスンをお休みまたは遅刻される場合は、必ずレッスン開始時間前までにご連絡 ください。
2. 以下の項目に該当する場合は、レッスンの振替を受付いたします。
(1)レッスン開始前までにお休みの連絡がされた場合(月2回まで)
(2)9条に記載のやむを得ない理由により、本スクールが中止と判断した場合
3. レッスンの振替は、お休みした月の翌月中を振替期限とします。
4. 以下の項目に該当する場合は、お振替ができない場合がございます。
(1)お休み連絡がされずに当日欠席された場合
(2)振替希望のコースが定員に達していた場合
5. お振替のご連絡は、お振替希望日の前日17時までにお願います。
6. スクールの判断により月に3回以上のレッスンが中止となった場合は、振替のレッスンを開催致しません。開催日は本スクールで調整を行います。
ただし、同校舎での開催が難しい場合、近隣の施設にて振替のレッスンを開催する場合がございます。
7. 9条2項に定める理由により、休校となった場合は月2回までのお振替には含まれません。

第6条【持込物に関する責任】

1. レッスン参加に伴う持込物については、会員および保護者の責任をもって管理するものとします。
2. 本スクールは、故意または過失がない限り、会員の持込物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

第7条【休会】

1. 本スクールでは休会制度を設けております。
2. 休会される際は、前月20日までに本スクールの所定のフォームから運営本部に休会申請をすることにより、最短で翌月より休会することができます。尚、所定のフォーム以外からの休会は受付が出来かねます。
3. 休会期間中は、各種ご案内や資料・動画など運営本部からのご連絡は継続いたします。
4. 休会の期間は、次回更新月の前月までを最長とし、申告の際に復帰する月をご掲示いただき、復帰月以降の休会申請がない場合は、月謝をお支払いいただきます。
5. ご在籍枠の保証は休会開始から2ヶ月間とし、保証期間直後の復帰であれば復帰の際に必ず在籍コースへ参加可能となります。
6. 3ヶ月目以降はご在籍枠の保証はいたしかねます。
7. 休会期間中に更新月が到来した場合、休会扱いであっても所定の更新費用が発生いたします。

第8条【転校】

1. 在籍中の校舎から他の校舎に転校することが可能です。
2. 転校される際は、前月末日までに本スクールの所定のフォームから運営本部に転校申請をすることにより、最短で翌月より転校することができます。尚、所定のフォーム以外からの転校は受付が出来かねます。
3. 転校の際は、月の初めからの転校手続きとさせていただきます。
4. 転校希望校のコース状況によっては、直ぐのご案内ができません場合がございます。
5. 同一校舎内でのコース変更も転校の対象となります。

第9条【休校日および閉鎖】

1. 本スクールは、校舎毎に休校日を設定することができます。
2. 本スクールは、次のいずれかにより、レッスンを実施することが困難または実施すべきでないと判断するときは、レッスンの全部または一部を臨時休校又は閉鎖することができます。
 - (1) 天災地変、気象災害、地震、感染症、伝染病等またはその他不可抗力等があったとき、またはその恐れがあるとき。
 - (2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - (3) 社会情勢の著しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき。
 - (4) その他、本スクールがレッスンを実施することが困難または実施すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

第10条【個人情報保護】

本スクールで管理する個人情報については、スクール運営においてのみ利用し、厳重に取り扱うものとします。また、Sgrum 及び、ジュニアスポーツライフネットワーク スポーツ補償の利用に伴い取得した個人情報につきましては、株式会社biimaと株式会社ユーフォリア(Sgrum運営会社)、ジュニアスポーツライフネットワーク スポーツ補償の個人情報保護方針に準ずるものとします。

第11条【会員規約の改正】

原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第12条【退会】

1. 退会する際は、前月末日までに本スクールの所定のフォームから運営本部に退会申請をすることにより、最短で翌月の末日(以下「退会日」という)をもって退会できるものとします。尚、所定のフォーム以外からの退会は受付が出来かねます。
2. 申告期限を超えて申告いただいた場合は、申告時に合わせた退会日を設定させていただき、退会日までの諸費用はお支払いいただきます。
3. 退会前月末日までに諸経費の精算が完了していない場合には、退会のお受付は致しかねます。

第13条【禁止事項】

1. 他の会員への暴力等の悪質な行為。
2. 他の会員のスクール利用を妨げる行為。
3. 社会通念上または信義則上、不当な迷惑行為。
4. その他、本スクールの秩序を乱す行為。

第14条【会員が与えた損害】

1. レッスン会場やその周辺等で発生した係争やトラブルにおいて本スクールに故意または過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
2. 会員および保護者の責に帰すべき事由により、会員および保護者が本スクールや他の会員・保護者、レッスン会場、会場に付帯する備品、その他の第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
3. 第13条に定める行為により、他の会員に重大な損傷を負わせた際、損害賠償請求をさせていただく場合がございます。

第15条【会員資格の剥奪】

1. 会員の都合により諸費用の支払いが3ヶ月以上滞納した場合は、精算が確認できるまで休会扱いとさせていただきます。尚、本スクールが相当な期間を設け、諸費用の支払いを再三にわたり催告したにもかかわらずその催告に応じない際は法的措置へ移行する場合がございます。
2. 会員に13条の行為に該当する場合があります、その是正を求めても是正がないときは、本スクールは当該会員の会員資格の剥奪することができるものとします。